

公認心理師法が成立

所管は文部科学省・厚生労働省に

心理職の業務の適正化を図る公認心理師法が9月9日、参議院本会議で全会一致で可決、成立した。文部科学省、厚生労働省を主務官庁とした、心理職として初の国家資格が誕生する。国家試験は指定試験機関が年に1回以上行う。施行は公布日から2年以内。施行5年後の見直し規定も盛り込んだ。関係団体にとっては、半世紀にわたる悲願がようやくかなった。

公認心理師法は、衆議院文部科学委員長の提案による議員立法として成立した。衆参それぞれの委員会では、受験資格に関する留意事項など6項目の付帯決議が付いた。

公認心理師は名称独占の資格で、保健医療、福祉、教育、司法・矯正、産業などの分野で活躍することを想定。医療分野では診療補助職とせず、心理的支援の対象者に主治医がいる場合に限り、医師の指示を受けることを義務づけた。

養成ルートは3つあるが、そのうち4年制大学と

大学院で計6年間学んだ人が国家試験を受けるルートが基本となる。

心理職の民間資格は多数あるが、取得者数が多いのは臨床心理士(2014年度末現在で約2万7,000人)だ。資格取得者の約7割が日本臨床心理士会に入会している。

同会の2011年度の会員動向調査によると、会員の17%が福祉分野に勤務している。特に、児童相談所、児童福祉施設に勤務する人が多い。

心理職の資格制度の創設運動は、1967年に始まり、1990年代半ばから議論が本格化。2005年には法案の骨子が固まったが、医療関係団体の反対により国会に提出されなかった。

しかし、2011年10月には関係団体の足並みがそろい、国家資格化の要望書を確定。2014年の通常国会に議員立法で提出されたが廃案となり、今通常国会に再提出された。

(福祉新聞・第2732号 2015年9月21日)

国連への報告書で原案

政府、障害者権利条約で初

政府は9月24日、障害者権利条約の実施状況に関する政府報告書の原案を内閣府の障害者政策委員会(委員長=石川准・静岡県立大学教授)に示した。条約の条文ごとに既存の各制度の施行状況を記述し、統計データも載せた。年内にパブリックコメントを募り、2016年2月19日までに国連に提出する。

政府は権利条約の発効から2年以内に国連に報告書を提出する義務がある。2014年1月に権利条約を批准した日本にとって、初の報告書提出となる。報告書を受けた国連の委員会は、条約に反する実態や法制度の不備があれば勧告する。

報告書案の総論では、障害者施策予算の合計額が2015年度は2011年度比約27%増の1兆7,231億円だとした。

また、今後の議論を踏まえて報告書に盛り込む意見のテーマとして、「成年後見制度も含めた意思決定支援」「精神障害者の地域移行の支援」などを挙げた。

政策委員会は障害者基本法に規定され、障害当事者や事業者団体の代表者らが委員を務める。国の障害者基本計画の実施状況をチェックする役割を持ち、それを通じて国内の施策が権利条約に沿っているか監視する。

政策委員会での配布資料や議事録は内閣府のホームページ(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai)で閲覧できる。

(福祉新聞・第2733号 2015年10月5日)